

重要事項説明書

訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第 37 号 8 条に基づいて、事業者が説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者名称	独立行政法人地域医療機能推進機構
所在地	東京都港区高輪 3-22-12
代表者名	理事長 山本修一
電話番号	03-5791-8220

2. ご利用事業所

部署名	独立行政法人地域医療機能推進機構うつのみや病院 附属訪問看護ステーション
指定番号	栃木県指定 第 0960190734 号
所在地	栃木県宇都宮市南高砂 1 1 - 1 7
電話番号	0 2 8 - 6 5 5 - 3 6 5 0

3. JCHO うつのみや病院附属訪問看護ステーション事業の目的と運営方針

事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

運営方針

- 独立行政法人地域医療機能推進機構うつのみや病院附属訪問看護ステーション（以下、本事業所という）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援します。
- 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保険・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- 本事業所は、必要な時に必要な訪問看護が行えるよう、事業実施体制の整備に努めます。

4. ご利用事業所の職員体制 (2024 年 4 月現在)

職種	常勤	非常勤
管理者	1 名	
看護師	3 名	

5. 営業時間

営業日：月曜日～金曜日（ただし国民の祝日、12月29日～1月3日を除く）

営業時間： 8：30～17：15

訪問看護提供時間： 9：00～17：00

連絡体制：24 時間常時、携帯電話による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じた対応ができる体制をとっております。連絡方法については契約利用者へ別途紙面にて提示いたします。

6. 営業地域

通常地域 当院より半径10km以内の地域

(宇都宮市、上三川町、下野市)

(注) 上記以外の地域への訪問看護では交通費は実費の扱いとなります。

7. 利用料

- (1) 利用料として介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。
- (2) 利用者は、料金表(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。
- (3) 利用料金の支払い方法: JCHO うつのみや病院 会計窓口支払い

*キャンセル料

訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡いただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
前日午後5時までにご連絡を頂いた場合	不要です
当日、訪問までのご連絡の場合	2000円を請求いたします
訪問までにご連絡のない場合	1提供あたりの料金の100%を請求致します。

8. 緊急時等の対応の方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

9. 事故発生時の対応

- (1) 訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. 感染症蔓延及び災害等発生時の対応

- (1) 災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
- (2) 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防策を講じて、必要な訪問を行います。

11. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得たご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

1 2. カスタマーハラスメントへの対応

事業所の職員に対して、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメント行為などが発生した場合、関係者間で協議した結果、解決困難で健全な信頼関係を築く事ができないと判断した場合は、行政及び居宅介護支援事業所に相談の上、サービスの中止や契約を解除することがあります。

1 3. 高齢者への不適切な対応防止

本事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待等ハラスメントの防止等のための指針を策定し、次にあげるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

1 4. 苦情申し立て窓口

JCHO うつのみや病院 附属訪問看護ステーション 担当者：橋本美恵子	月～金 8：30～17：00 (祝日、12月29日～1月3日までを除く) 028-655-3650
JCHO うつのみや病院 医療安全管理室 担当者：川島美佳	月～金 8：30～17：00 (祝日、12月29日～1月3日までを除く) 028-653-1001 内線：500
宇都宮市高齢福祉課	月～金 8：30～19：00 (祝日、12月29日～1月3日までを除く) 028-632-8989
上三川町健康福祉課高齢者支援係	月～金 8：30～17：15 (祝日、12月29日～1月3日までを除く) 0285-56-9102
下野市高齢福祉課	月～金 8：30～17：15 (祝日、12月29日～1月3日までを除く) 0285-32-8904
栃木県国民健康保険団体連合会	月～金 9：00～17：00 (祝日、12月29日～1月3日までを除く) 028-643-2220

1 5. 当事業所は看護学校の実習受け入れ施設です。ご利用者及びご家族へ事前の了承を得て看護実習生が訪問看護に同行する場合があります。

2025年4月1日

独立行政法人地域医療機能推進機構うつのみや病院附属訪問看護ステーション